

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年12月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋から管理区域外へ搬出する物品の汚染確認測定において、搬出基準値超え(4Bq/cm <sup>2</sup> を超過)の物品が認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	
2	1号機	原子炉建屋付属棟高電導度廃液系サンプ(A)出口流量計発信器において、動作不良(流量計の指示が「?」表示)が認められたため、当該流量計発信器を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	気体廃棄物処理系高感度排ガス放射線モニター無停電電源装置において、バッテリーの劣化と思われる異常警報の発生が認められたため、当該装置を点検・修理。なお、当該装置はプラント停止に伴い停止中。	対象外	
4	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ循環ポンプ(C)出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	